

## ○東京農業大学障がい学生修学支援規程

制 定 平成 28 年 8 月 1 日

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、障がい者基本法その他の法令の定めに基づき、東京農業大学における障がいのある学生(大学院生を含む。以下「障がい学生」という。)に対して、その年齢、能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援等に係る基本事項について定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程において、障がい学生とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、発達障がい及び精神障がい等の障がいにより、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認められた者をいう。

(学長の責務)

**第 3 条** 学長は、障がい学生が修学上の不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生に対する修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長及び研究科委員長の責務)

**第 4 条** 学部長及び研究科委員長は、学長の命を受け、当該学部・研究科の障がい学生が修学上の不利益を受けないよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

**第 5 条** 教職員は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の具体的修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

**第 6 条** 障がい学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、障がい学生修学支援委員会(以下「委員会」という。)において審議し策定する。

2 学生部学生課、学務部教務課及び事務部学生教務課等関係各課は、前項の実施計画に従って障がい学生に対する修学等支援事業を実施する。

3 委員会は、前項の支援を円滑かつ適切に行うため、関係部局間の調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

**第 7 条** 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

**第 8 条** 第 6 条に規定する支援に関する事務は、世田谷キャンパスにおいては学生部学生課、厚木キャンパス及びオホーツクキャンパスにおいては事務部学生教務課が処理する。

(雑則)

**第 9 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。